平成２７年（フ）第４６４号
大阪市東成区大今里西３丁目５番９―304号
債務者　河野　**隆**一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６５号
大阪府豊中市曽根東町６丁目11番10号、前住所大阪府豊中市三和町２丁目２番36―202号
債務者　赤川　佳代（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７９号
大阪府大東市深野１丁目１番15号　住道ファーストハイツ303号
債務者　酒井　和子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２号
大阪市西区本田３丁目１番７号
債務者　平尾ソノ子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５８０号
千葉県野田市古布内2047番地
債務者　戸塚　純一
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５８１号
千葉県野田市古布内2047番地
債務者　戸塚美沙子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２７号
兵庫県尼崎市栗山町２丁目１番２―202号
債務者　村山　美保（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３号
兵庫県尼崎市大庄川田町１番地の２　ユアサイド尼崎402号、前住所兵庫県尼崎市大庄中通５丁目26番地
債務者　濱田　敦子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
山口県周南市秋月３丁目６番17号
債務者　波多野　覺
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４号
山口県周南市東山町13番２―204号　アルファーハイツ東山、前住所山口県周南市瀬戸見町10番４―403号
債務者　中村　雅美（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第３８号
北九州市戸畑区南鳥旗町４番19号―205号
債務者　石川美重子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１号
北九州市若松区二島１丁目３番25―301号
債務者　上野　俊雄
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２号
佐賀県唐津市八幡町638番地４
債務者　福島　正稔
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４号
佐賀県東松浦郡玄海町大字仮屋665番地
債務者　片山しのぶ
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第５号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1048番地３
債務者　末永　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１４１号
福島県郡山市富久山町久保田字本木42番地の１　伊藤貸家Ｃ棟
債務者　三輪　良介（旧姓中釜）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
福島県須賀川市東作93番地１
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係